

地名 散歩

第148回 複数の呼び名をもつ街道

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

「いぎ鎌倉」。緊急時に御家人たちがそれぞれの領地から駆けつけたことを指すが、これに用いられたのが鎌倉道だ。各地から集まってくる道であるが、鎌倉から見て全ての道が「鎌倉道」では困る。そこで方面別に上ノ道、中ノ道、下ノ道などと区別したという。

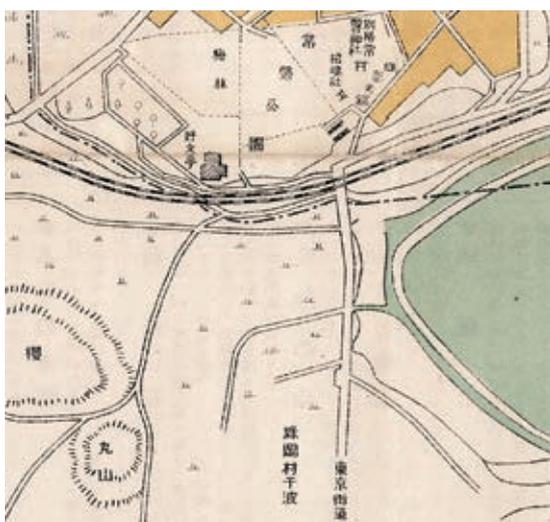
考えてみれば当然の話で、終点の地名を名乗る街道は、その終点側から見れば違和感があるのは否めない。江戸時代に「五街道」(東海道、甲州街道、中山道、奥州街道、日光街道)が定められたことは学校でも習うが、これに水戸街道と佐倉街道(千葉方面・現国道14号に相当)を加えた「七街道」の呼び名もあった。その7つの街道のうち東海道と中山道を除けば終点の地名または国名を名乗っている。

終点側から見ればいずれも「江戸街道」と呼んでもよいはずが、実際にそのような呼び名は

あまり聞かない。試しに『角川日本地名大辞典』で「江戸街道」を検索してみると2件のみで、ひとつは山形県庄内地方で鶴岡から最上川コースで新庄に至る江戸街道(現国道47号ほか)と、もうひとつは水戸街道の別名として取り上げられているだけである。前者は江戸まで続いているわけではないが、参勤交代の際に鶴岡藩がこの道をたどったことからその名が付いた。

後者の水戸街道も、水戸ではそう呼びにくいだろう。とはいえ地図に「江戸街道」と記されているのを見たことがない。手元にある戦前の地形図は「陸前浜街道」だが、昭和7年(1932)発行の水戸市街地図を確認してみると、借楽園付近から仙波湖の西側を南下する旧国道に「東京街道」と明記してあった。やはりそのような呼び方は存在したのだ。

東京街道という呼称も多くの人には馴染み



「東京街道」と記された戦前の水戸市街図。現在の国道6号(水戸街道)の旧道で、上に見える「常磐公園」は現在の借楽園。「水戸市及三浜全図」大島金太郎 昭和7年(1932)



山梨県北巨摩郡葦崎町(現葦崎市)付近に記された「信州往還」。現在の国道20号に相当する甲州街道の甲府以西はこう呼ばれた。1:200,000 「甲府」昭和11年(1936)修正

がないが、少数ながら存在する。たとえば栃木県宇都宮市の中心部から南下する旧国道4号(奥州街道・日光街道)は今も「東京街道」と呼ばれていて、現在の市街地図にもそう表示されている。

東京都小平市にもあって、西武鉄道小平駅付近から西東京市の田無付近で青梅街道に合流する道が「東京街道」だ。そのさらに西へ行くと途切れながらも東大和市から東村山市にかけて、狭い道ではあるが「江戸街道」も見える。各地域の江戸街道は明治以降に東京街道と呼び名が変わった可能性があるが、東大和市の江戸街道に面しては昭和30年代に建設された約2,100戸の大規模な都営の「東京街道団地」があった。現在は建て替え計画が進んでいる。東京都葛飾区内を主に走るJRの通称新金線(貨物線・新小岩駅～金町)には東京街道踏切がある。京成線をくぐる650mほど南側にある自動車のすれ違いもできないような細道の踏切で、この道は今でこそ新中川に分断されているが、かつては南西方向の東京都心を結ぶ道だったらしい。

立川市栄町には昭和30年代に建設された江ノ島道東住宅(都住宅供給公社)がある。その名の通り目の前に「江の島道」がまっすぐ通っているためだが、これは約50kmも離れた神奈川県の江の島への参詣道であった。今では大正期に大々的に区画された現国立市の学園町などに分断されたが、かつてはここを歩いて多くの人々が江の島を訪れたという。

甲州街道(甲州道中)は江戸から八王子、甲府を経て中山道と接続する信州下諏訪までの幹線道路であるが、甲斐国の中ではどう呼ばれてきたのだろうか。甲府の市街地図を戦前から調べてみると、手元の昭和14年(1939)と同24年の図に江戸街道又は東京街道の文字はなく、さらに甲州街道とも記されていない。その代わりに「国道八号線」とかつての国道番号が記され

ていた(現在は国道20号、甲府市街は主に国道411号)。現地では「甲州街道」と呼ばれていないのだろうか。ちなみに旧市街を抜ける区間には「城東通り」の通り名が付けられている。

その甲州街道には江戸から甲府までを「表街道」、そこから諏訪までを「裏街道」と呼ぶことがあった。その裏街道にあたる区間の甲府以西は「信州往還」という別名も用いられており、かつては地図にも表記されていた。その区間の宿場町であった韮崎から北へ分岐して信州の佐久郡へ向かう道が佐久甲州街道である。戦前の地図にはその名が記されているが、大正期の20万分の1地図(帝国図)によれば、山梨県側を「佐久街道」、長野県側を「甲州街道」として区別していた。

ついでにこの大正期の地図に示された甲府からの街道名を挙げてみると、北東へ進んで日下部(現山梨市)を経て青梅に向かうのが青梅街道(現国道411号)、日下部で北へ進んで雁坂峠を経て埼玉県秩父郡へ向かうのが秩父往還と記されている。南へ向かうのは難読地名の右左口を経て本栖湖の東から富士西麓を南下、大宮(現富士宮市)へ通じる「駿州中道往還」だ。右左口を通るので「右左口路」の呼び名もある。南西へは「駿州往還」と記された道が鰍沢(現富士川町)を経て富士川に沿って南下。こちらはJR身延線のルートで、身延山への参詣にも利用されたことから「身延道」の名もあった。現在の地図には富士川街道の名も記されている。この街道にはかつて山梨馬車鉄道が勝沼から甲府を経て鰍沢の河岸などを結んでいた。甲府盆地の各地と富士川水運を結ぶ交通機関であった。

街道の名前は時代により変わることもあるし、地域によっても異なる。またルートも大抵変遷しているから難しいが、国道○号や県道○号といったナンバリングは味気ない。歴史的な街道名をぜひ活用したいものである。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 CONTENTS

NO.810
2024 July



表紙写真

「やっほー！！」

第38回写真コンクール入選
大関 珠恵(家族)●福島会

福島県の五色沼に旅行へ行ったときの一枚です。天気がよく後ろの裏磐梯山がはっきり写り、とても素敵な写真になりました。子どもたちもやまびこって本当にあるのかなとワクワクしながら「ヤッホー」と大きな声で叫んでいるところです。

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために—
第101回 GNSSを活用した「土地境界標」の探索
茨城土地家屋調査士会 常任理事 高島 和宏

08 地籍学事始め

第2回 「地籍問題研究会」創設の舞台裏
地籍問題研究会幹事 瀬口 潤二

11 「変わっていく時間」に寄り添いながら

～第74回“社会を明るくする運動”に寄せて～
法務省保護局

13 令和5年度全国広報担当者向けセミナー

15 第37回日調連親睦ゴルフ大会 IN 徳島

16 続続 !! 愛しき我が会、我が地元 Vol.125

沖縄会/静岡会

19 副会長、専務理事、常務理事としての一年を振り返って

23 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

26 会務日誌

27 各土地家屋調査士会へ発信した主な文書

28 土地家屋調査士名簿の登録関係

29 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

30 令和7年度 明海大学不動産学部総合型選抜(企業推薦)のご案内

31 ちょうさし俳壇 第470回

32 国民年金基金だより

33 公嘱協会情報 Vol.168

35 編集後記

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第101回 GNSSを活用した「土地境界標」の探索

茨城土地家屋調査士会 常任理事 高島 和宏



高島和宏氏

土地の登記業務を行う際に避けて通れないのが、既存境界標の探索作業です。既存の地積測量図や公図を基に、歩測、巻き尺を使って補助者と共に草刈り、穴掘りがんばって、それでも見つからない時は、トータルステーションでの逆打ちと、皆さん苦労されていることと思います。だからと言って、ここをおろそかにすると、境界立会の際に「境界標が亡失しているようなので、新しい杭を入れておきますね。」と説明し、いざ、コンクリート杭を埋めようと穴を掘っていたら、「あ、有ったよ。。。」と言うことにもなりかねません。もっと簡単に、そして一人作業でも境界標を探索できるGNSSを活用した「土地境界標」を探す方法について紹介します。

GNSS衛星が爆増中

以前は、建物の周りなど、特に都市部では上空視界が限られていたことから、あまり良い精度でGNSS測位ができず、ピンポイントで境界標を探すには、巻き尺で辺長を測った方が早くて正確に探索できました。しかしながら、昨今では中国が運用している測位衛星「BeiDou (ベイドゥー)」が、他国の衛星と比較して断トツに多い50機(注1)ほどが軌道を周っており、その他、GPS、GLONASS、Galileoそして日本のQZSS (みちびき)とを合わせると、条件が良ければ、日本上空だけで50機近くが受信できることもあります(図1)。現在、4機体制のQZSSも近い将来7機体制になることから、GNSSの利用環境は劇的に良くなっていると言えます。このため、上空視界が確保しにくい都市部や山林などでも、それなりの良い精度でGNSS測位が

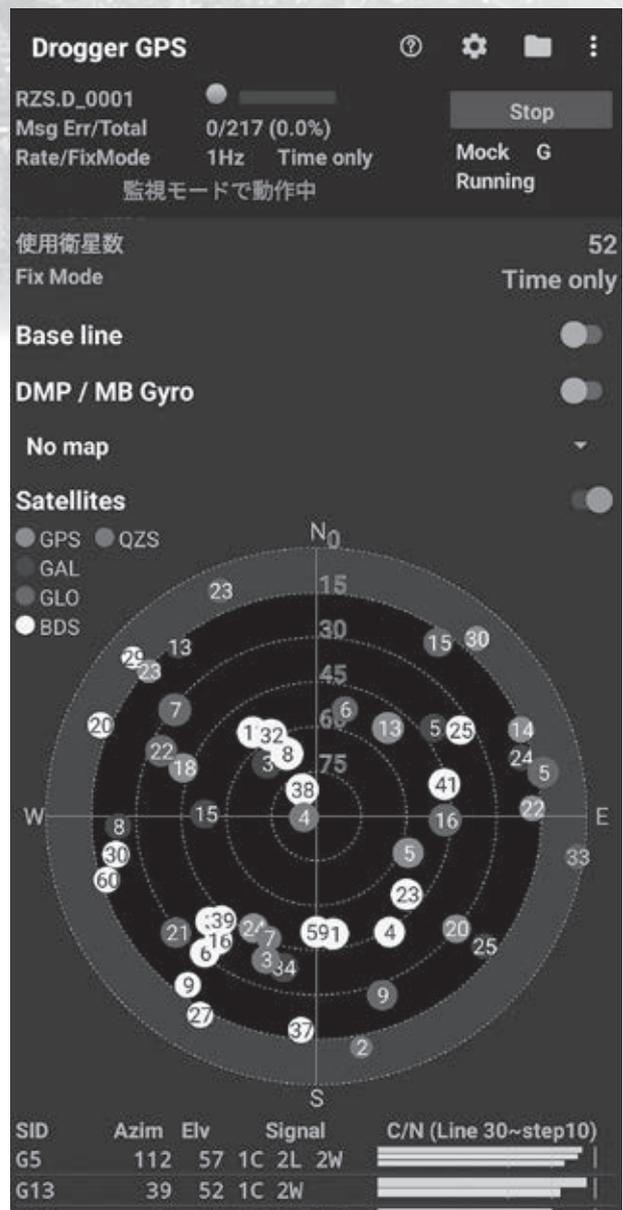


図1 GNSS衛星の受信状況

筆者の事務所屋根(上空視界100%)に設置したGNSSアンテナで受信しているスカイプロット衛星数「52」機という表示が画面右上に確認できる。

注1 出典：CSNO/TARC
<https://www.csno-tarc.cn/en/system/constellation>

できる状況になっています。

境界の位置座標の入手

●GNSSを活用する前提として、世界測地系座標値を入手することが第一歩となります。

既に世界測地系で描かれている地積測量図の座標値を入力したり、数値地区の公図や地籍調査図面から座標を読み取るなどして、境界点の世界測地系座標を入手できれば、それをGNSS端末に読み込んで、逆打ち(探索)機能を使用することで、境界点まで誘導してくれます。

●法務省登記所備付地図データとしてXMLファイルが公開されています。

図面の座標値が旧日本測地系であったり、東日本地区では測地成果2000の座標値については座標変換を行い、世界測地系2011の座標値にする必要があります。図面から読み取ったり、座標変換を行う手間を考えると、一筆地の作業の場合、巻き尺等のアナログ技術で相対的に探索した方がてっとり早いという考えにも一理あります。そこで活用していただきたいのが、無償で一般公開された「法務省登記所備付地図データ」です。

この地図データは、G空間情報センターからXML形式でダウンロードが可能となっています。本原稿執筆時点で、2022年版、2023年版及び2024年版の3つが公開されています。法務省でコンピュータ化された公図データが公開されたものであり、2024年版であっても、実際に現地の測量がされたのは2024年ではなく、その時点の公図データであるという意味です。実際の公図の作成日は、XMLファイル内に書かれていますので、その項目を確認してください。

平成の初期の頃までの測量では、例えば地籍調査が行われている地区だとしてもGNSS等の技術が無く、地球上の絶対的な位置を測定する技術が限られていました。そのため、数十cmレベルでずれが生じていることも多々あります。座標値そのものは、1mm単位で書かれていることから、かなり正確な位置を示していると考えてしまいがちですが、精度と分解能は別であるところに留意してください。また、全国すべての公図が世界測地系の座標を有しているわけではないことは、皆様ご存じのとおりです。



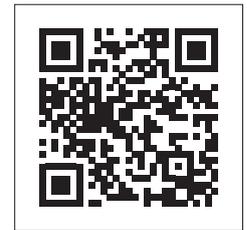
図2 「今ここ何番地？」 <https://office-shirado.com/imakoko/>
地理院地図などに登記所備付地図データを重ね合わせて、探しやすくしているサイト
ただし、世界測地系2011と呼ばれる絶対座標を有しているデータのみがプロットされています。有料のユーザ登録をすることで各種GIS形式のデータをダウンロードすることができます。

これらの制約はありますが、原則として、法務省地図XMLデータは、世界測地系2011に変換済みのため、実務的には非常に使い勝手が良いと思われま

●「今ここ何番地？」を使えば、簡単にデータ確認・ダウンロードができます。

実際に地図データを使うには、日本全国の法務省登記所備付地図データをWebマップ上に表示したサイトを使用すると便利です。調査したい土地を拡大表示することで、世界測地系の座標を有している地図の場合は、黄色く塗られた区画が表示されます。メン

「今ここ何番地？」(図2)



<https://office-shirado.com/imakoko/>

バー登録(注2)をすると、更に表示範囲の座標データをSIMAをはじめとした様々な形式でダウンロードすることができます。ただし、使用できるのは世界測地系座標を持った地図データのみであり、任意座標で作成された公図は、「今ここ何番地？」には掲載されていないことから、他のアプリケーション等で、法務局地図XMLデータから読み込んで世界測地系座標を付与する必要があります。

もちろん、一般的に使われている多くの測量CADにも、オプションとして法務省地図XMLの読み込み機能があります。オプション費用は無料~20万円程度ですので、お使いの測量CADメーカーにお問い合わせみてください。

注2 1年間：6,600円(税込)



図3 ビズステーション社 Drogger GNSS RWX
L1+L2の2周波GNSS受信機で国土地理院の1級測量機器認定を受けている高性能かつ安価な製品です。価格は税込164,780円。

RTK-GNSS測位

●センチメートル級のリアルタイム性が必須

今回、具体例として使用するGNSS受信機は、ビズステーション社Drogger GNSS RWX (図3)です。このGNSS受信機は、スイスにあるu-blox社ZED-F9P (2周波GNSS受信チップ)を搭載した16万円程度で購入できる比較的安価で高精度な測量用となります。国土交通省国土地理院の1級GNSS受信機として認定もされており、一般的に数百万円する測量専用のGNSS受信機と同等の精度があります。

スマートフォン等にもGNSS受信機能は搭載されていますが、「単独測位」という方式での測位のため、誤差は数メートルとなり、境界標の探索にはあまり有効ではありません。その点、RTK-GNSS観測が可能なGNSS受信機を用いることで、センチメートル級の精度で測定できることから、10cm程度の大きさの境界標の探索の際には非常に有効な手段となります。

RTK-GNSS観測を行うためには、基準局からの補正情報のデータ配信を受けなければなりません。そのため、通常は、補正情報配信業者(注3)から有償でデータ配信を受ける必要があります。これを無償で利用可能な民間等電子基準点については、後述します。

いよいよ探索

●GNSSの「逆打ち」機能を使用します。

前置きが長くなってしまいましたが、いよいよ境界標の探索に入ります。



図4 GNSS受信機への世界測地系座標の読み込み
Waypointとして、SIMAファイルを読み込むことができます。

ダウンロードした世界測地系座標値が書かれているSIMAファイルをDrogger GPSアプリ(図4)に共有します。

共有された座標値はWaypointとしてアプリに保存されます。

地図画面左上のバルーンマークを長押しし、先ほど入れたWaypointを選択します。ドットアイコンで、境界標位置が地図上(図5)にプロットされます。その中から、探索したい点を長押しして選択すると、そこまでの距離が数値で表示されます。距離が近くなる方向に移動していくことで、境界標のすぐ近くまで誘導してくれます。おおむね10cm以内に近づいたら、その周辺に境界標がないか、探します。もし、草などに覆われていた場合は草刈りを行い、土や砂利の地面の場合は、掘って探します。もし、既存境界標がコンクリート杭である場合、鉄筋が入っていることを利用し、金属探知機で探す方法もあります。

注3 公共測量で認められている配信業者は、ジェノバ、GPSデータ、日本テラサットの3社のみとなります。その他、ソフトバンクやNTTドコモなどが配信サービスを行っています。



図5 バルーンボタンを長押しして、Waypointを選択することで、地図上に境界点をプロットすることができます。諸事情で、地理院地図が背景の時のみプロットが可能です。(GoogleMapは不可)



図6 逆打ち機能を利用した「GNSSメジャー」

見つかった既存杭を観測し、そこを逆打ち点として設定することにより、既存杭を始点としたメジャー測定と同じ使い方が可能となります。

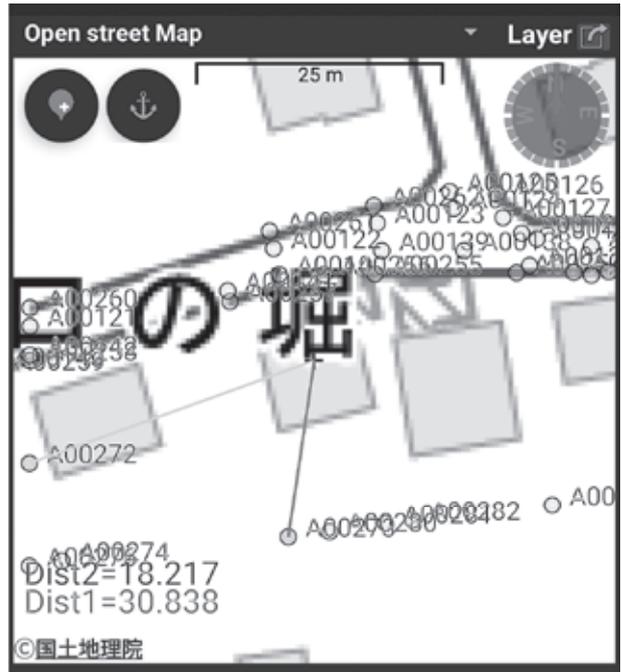


図7 2点からの距離を同時に表示する機能

この機能を用いることで、三斜求積の図面や道路の対角距離が記載された任意座標の図面でも境界探索が一人で行えます。

●「GNSSメジャー」手法で任意座標・三斜求積の図面であっても探索が可能です。

既存杭が1か所でも見つければ、そこから、図面上の辺長を参考に、巻き尺で相対的に計測しつつ、境界標を探索するという手法は、皆さんも実施されていることと思います。これと同じく、GNSSを巻き尺代わりに使用することができます。まず、1か所でも既存境界標が見つかった場合、その点でGNSS観測を行ってWaypointとして座標値を記録してください。そして、「逆打ち」機能を使って、今見つかった境界点を長押しして選択し、次の点に向けて歩いていくと、逆に距離表示が伸びてきて、まるでメジャーで測定しているような使用方法ができます(図6)。これにより、道沿いなどの長狭物の境界標の探索などに役立ちます。これであれば、GNSS受信機1台のみで測定可能なため、補助者と二人で、巻き尺の端を押さえて、巻き尺を延ばしながら探索する必要がなくなります。さらに、GNSSの特徴として、点間の視通は不要であることから、ブロック塀を越えるような位置関係となる境界点との距離を測定したり、通行量の多い道路幅員を測定するときは、巻き尺の端を持って道路を急いで渡る必要がなくなり、危険回避にもつながります。

なお、Droggerアプリでは、逆打ち点を2か所設定することができるため、2点からのそれぞれの距離が分かっている点を探索する場合にも重宝します。(図7)

民間等電子基準点の設置で更なる効率化

●基準局との距離が近いほど、短時間で高精度FIX解が得られます。

補正情報配信業者からのVRS（仮想基準点方式）であれば、現場からの至近距離でのRTK-GNSS測位ができますので、センチメートル級の高精度な測位解が得られますが、有償であることと、月額定額制ではなく従量制の契約をしている場合、探索している間、ずっと課金が続いてしまうため、なかなか見つからない場合に、金銭的に冷汗がでてくるともしばしばあります。

そこで、筆者の事務所には、Drogger GNSS RZXを基準局として設置しています。土地家屋調査士業務は、その土地の地理や変遷等を熟知していることも重要な要素となってきますので、事務所の近隣の土地の業務を受けることが比較的多いと思います。

そこで、自身の事務所に基準局を設置することにより、有償のデータ配信を使うことなく高精度なRTK-GNSS測位を実現することができています。

本活動に賛同していただいた近隣の土地家屋調査士事務所と共に、現在、茨城県南地区では約10か所の土地家屋調査士事務所がGNSS基準局を設置運用しており、オープンデータとして常時配信しています(図8)。

国土地理院では、このような民間で設置されたGNSS



図8 茨城県内の善意のGNSS基準局配置図

県南地区に数多く設置されているのは、土地家屋調査士事務所が本企画に数多く賛同していただいた結果です。



図9 Facebookグループ「民間等電子基準点を作ろう」

<https://www.facebook.com/groups/812616215839916/>
GNSS基準局を設置したり、使用したりしている方が集まって情報交換を行っています。承認制ですので、参加希望者はリクエストをお願いいたします。

基準局を評価・登録する仕組みが始まっております。

これを「民間等電子基準点」(注4)と呼んでおり、対外的に精度や運用安定性が担保された局であることを公示する役割を担っています。

この「民間等電子基準点」への登録は、A級、B級、C級と3ランクあり、A級の中でも特に高い性能のものをAs級と分類されます。土地境界探索目的であれば水平75mm以内とされている精度のC級局でも十分に活用できることから、できる限り短距離基準線となるよう数多くの基準局が設置されることが望ましいと考えております。

●善意のGNSS基準局

土地家屋調査士業務以外にも、農業や林業、自律航法などの様々な分野でRTK-GNSSは活用されていることから、今後も善意の基準局を増やしていきたいと考えております。

Facebookグループ「民間等電子基準点を作ろう」(図9)において情報交換を行っていますので、ぜひ興味のある方は参加してみても如何でしょうか？



土に埋まったコンクリート境界杭をGNSSでピンポイントに探索

注4 <https://www.gsi.go.jp/eiseisokuchi/eiseisokuchi41030.html>

第2回 「地籍問題研究会」創設の舞台裏 ひと・とち・みらい…地籍を考える

地籍問題研究会幹事 瀬口 潤二(土地家屋調査士)



1 地籍問題研究会の設立の前史

地籍問題研究会は、2010年(平成22年)創立され、本年で14周年を迎える。その設立に至るまでの経緯につき、私の見聞きした限りで記すこととした。

私は、2003年(平成15年)の総会で、連合会理事に選任された。西本孔昭会長の第2期目のことであった。当時、テレビや新聞などでは「司法制度改革」が報じられていたが、地方(山口県)で活動していた私にとっては、この改革が、土地家屋調査士制度にどのような影響があるのか、うっすらとしか理解できていなかった。

しかし、この時期既に、司法制度改革は閣議決定がされ、司法制度改革推進法が成立しており、2001年12月には施行され、翌2002年(平成14年)の通常国会では、5月7日に司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律(平成14年法律第33号)が成立・公布され、2003年4月1日には施行されていた。西本会長、松岡直武副会長、牧野巖専務理事らの役員が多忙を極めておられたことは容易に推察される。

最初の理事会だったと記憶しているが、西本会長から、松岡副会長と瀬口理事は中座して「総合法律支援法」が審議されているから、国会の法務委員会を傍聴するように、との命を受け、貴重な体験をさせていただいた(とても幸運であった)。

2 連合会の行った周年事業とシンポジウム

別紙「連合会の歩みと沿革」一覧の中で、地籍問題研究会設立の前に行われた事業を4つ挙げておきたい。4番目に挙げた日比谷での全国大会が、地籍問題研究会の設立日となった。

- (1) 1994年10月3日 全国土地家屋調査士松本大会
……寺田逸郎法務省民事局第三課長(当時)による講演会
- (2) 2000年6月23日 土地家屋調査士法制定50周年記念式典
……清水湛金融再生委員会委員(当時)による講演会

- (3) 2006年11月13日～14日 第5回国際地籍シンポジウム／土地家屋調査士全国大会 in Kyoto
……京都国際会議場に集結した約3,000名が、2日目の閉会を前に、連合会「京都地籍宣言」を提案し、満場一致で採択された。
- (4) 2010年10月3日 地籍シンポジウム2010／土地家屋調査士全国大会 in Tokyo～ひと・とち・みらい は一もに一～『地籍 その可能性を探る』
……同日、「地籍問題研究会」設立(東京都・日比谷公会堂)

地籍問題研究会の設立にあたっては、「京都地籍宣言」の具体化を図るため、諸分野の学識者・実務家に向けて「設立趣意書」を作成した。

この設立趣意書は、「京都地籍宣言」がベースとなっているのではあるが、実は2006年(平成18年)7月9日、司法制度改革審議会と法曹三者を中心とする関係機関の主催・後援により開催された「司法制度改革の未来をともに見つめて—司法制度改革審議会意見書5周年記念シンポジウム」の参考資料との整合性をも意識したものであるということに気づかされる。

このとき、設立発起人を合計38名の各界の皆様をお願いすることとなっており、それぞれの方々に、日比谷公会堂において設立総会を行うこと、出席の可否を尋ねるご案内とともに、この「設立趣意書」をお送りさせていただいた。実行委員長であった大星正副副会長(当時)は、この封書を設立発起人各位に、それぞれ直接手渡しされたと思う。発起人38人全員から当日出席するのご返事が返ってきた。大星副会長の行動力には感服した。

設立発起人全員参加という報告に、嬉しい反面、シンポジウムの開催の途中に設立総会を行うこととなったため、互選等の打合せをする部屋の確保やその時間配分、議事進行の手順、そして、受付、執行部委員の配置等を思い描くと不安が頭をよぎった(しかし、「5年前の京都大会でもなんとかかなった。やっていけば、なんとかかなる。考えずに進もう!」これが楽天家の私の心情だった)。

松岡直武会長(当時)からは、代表幹事、副代表幹

事2名、監事2名の候補については、就任の可否を事前に折衝することが必須である、との助言があり、その折衝の責任者は私が引き受けることとなった。

結果、鎌田薫先生、清水英範先生、鎌野邦樹先生、松尾英夫先生、林亜夫先生にそれぞれ事前に打合せをさせていただいたと記憶している。そのほかの幹事候補10名の方々については、会場にて、ということとさせていただいた。

代表幹事へご就任の予定であった鎌田薫先生との打合せは、國吉正和氏と2人で、早稲田大学にお伺いし、二つ返事でご了解をいただくことができた。しかし、帰り際に「設立総会の(進行の)台本を頼むよ」と一言ご指示をいただき、私の宿題となった。

このとき、当日のシンポジウムについては、既に実行委員会のメンバーによってほぼ準備手順が固められていた。

しかし、地籍問題研究会の設立総会を開催する、という件について、実際に具体的な提案を行なったのは、なんと9月の後半頃(開催は10月3日)だったと記憶している。そのため、今日のようにZOOM会議などもなく、前日に初めて知った委員がほとんどだったようである。

当日、第二部と第三部の間に、テレビドラマとなった小説『境界殺人』の著者小杉健治氏をお迎えし、サプライズ・トークショーを行った。これは、当初予定されていなかったのだが、ひとつには、第三部で地籍問題研究会設立を報告するため、その前提となる設立総会を控室において行う時間の確保をするために行われたものである。おかげで、第三部において、設立報告が行われ、満員の会場から万雷の暖かい拍手をもって迎えられ、無事記念イベントが終了した。

このシンポジウムは、10月28日付けの日本経済新聞で行った全面広告によって多くの方々に届き、「表示登記」「土地家屋調査士制度」「地籍問題」といった言葉が、広く周知され、新たなステージに向かうきっかけとなった活動であったと思っている。

3 司法制度改革と土地家屋調査士制度の未来を夢見て

地籍問題研究会は、今後、「地籍学会」へと衣替えし、新たなステップへ進んでいくことになる。課題は山積しているものの、設立以来14年を越え、この間37回の定例研究会が開催されて来た。創成期と比較すると、より深い観点からの発表や貴重な資料提供が積み重ねられ、格段の充実ぶりが伺える。この研究会が学会として評価される環境は整っていると思っている。

土地家屋調査士の業務は、司法制度改革の中で「隣接法律専門職」という職種の一つとして認められ、その後も土地家屋調査士法の改正が立て続けに行われている。2013年(平成25年)の改正では、第1条に使命規定が置かれ、弁護士や隣接法律専門職の資格者と連携し、国民の立場に立って、様々な課題に立ち向かう義務が生じることとなった。ひと昔前なら、他の職種が相談窓口となっていたような事案についても、土地家屋調査士事務所が、相談窓口として利用されるようになっている。

特に、近年相次いだ民法、不動産登記法、土地家屋調査士法などの改正や所有者不明土地問題に対処する立法などもあいまって、境界紛争や不動産の管理等の事案に関連して、その具体的な解決方針を求める相談が、依頼者のみならず、司法機関や行政機関、金融機関、他の隣接法律専門職などから、私たち土地家屋調査士に持ち込まれるようになっている。

その際、相談者が求めているのは、インターネットなどではわからない情報、現地でしか取得できない情報に関する相談であると感じることが多い。したがって、相談に関する情報が伝聞情報のそのまた又聞き、という場合などには、相談への対応につき困難を感じることも多いのである。私たちが相談に対応することができるのは、あくまで不動産の表題部の登記の手续に取り組む中で、地籍の問題について試行錯誤を重ね、現地において獲得して来た知識や技能の積み重ねがあるからだと思う。地籍問題に関しては、最新の測量器具や製図機の取り扱いに長けているというだけでは不十分なのである。

4 最後に

「地籍」という言葉を遡れば、古代律令制度に行き着くようである。戸籍、地籍を手段とした国家運営とその安定は、過去・現代のみならず、未来に繋がって行く。様々な分野の様々な職種の獲得されてきた知見や技能が、「過去・今・未来へ」の今を生きる者として、「地籍学会」が社会から重要な学会と評価される日を夢見て、ひと頑張りしたいと思っている。

* 参考 平成13年6月12日付の司法制度改革審議会意見書(要約)

「司法制度改革の未来をともに見つめて」(法務省)

* 参考 土地家屋調査士制度制定60周年誌(日調連・広報部)

* 参考 土地家屋調査士制度制定50周年誌(日調連・広報部)

***参考 地籍問題研究会設立趣意書**

古くは、7世紀の班田収授の法に遡ると言われる日本の地籍に関する制度は、明治維新以降、幾多の変遷を経て、今日では、不動産登記法によって体系化された制度として定着し、不動産にかかる権利の保全・利用・取引・流通・管理にとって最も重要な制度のひとつとして評価を得ています。

私たちの暮らしに不可欠な土地の毎筆の現状を正確に把握し、これを公示する制度は、それぞれの国の成り立ちや社会の発展過程と、密接に関係して形づくられてきたものであり、法秩序の安定とこの制度を利用するすべての人々の信頼を得て、はじめて有効に機能する仕組みであると言えるのではないのでしょうか。

私たちの生活する社会は、世界的な規模で繰り広げられている金融・経済活動と連動した高度に情報化が進んだ、絶えず変化する社会であり、あらゆる分野において、従来の仕組みを固定化してとらえることなく、将来にわたり、多くの市民にとって有効で利用しやすい仕組みはどうあるべきかを追い求める必要があると考えるに至りました。

地籍に関する研究に取り組むに当たっては、登記制度、登記実務、測量技術のみならず、土地法制や歴史・文化、生活環境、都市計画、農業・林業、不動産取引等、多岐にまたがる分野についての識見が必要となりますが、残念ながら、地籍を体系的に研究する分野については、その研究環境が整っているとはいえ、その研究成果も多いとはいえない状況にあります。

他方では、この分野に関係する人々が、学域・業域の枠組みを越えて、地籍に関する実務者とも連携ができる研究会を待ち望む声も数多く届いています。

このことを踏まえ、地籍に関する制度及びその環境の充実発展に資することを目的として「地籍問題」に関する調査・研究・情報発信の拠点として「地籍問題研究会」を発足させるものであります。

2010年10月
地籍問題研究会発起人一同

別紙

連合会の歩みと沿革(地籍問題研究会の創立前史)

西暦年	和号	年	沿革	社会的背景	備考欄
1950	昭和	25	全国土地家屋調査士会連合会設立総会(長野県諏訪市にて)		土地家屋調査士法制定法律第228号
1956	昭和	31			土地家屋調査士法一部改正強制入会制度
1967	昭和	42			土地家屋調査士法一部改正連合会の法人化
1985	昭和	60		国鉄等の行政改革(土光臨調)	土地家屋調査士法一部改正調査士登録の事務移譲
1994	平成	6	全国土地家屋調査士松本大会(制度発祥の地)	境界標識の重要性についての広報(寺田逸郎法務省民事局第三課長(当時)の講演会)	参加者 3000人
2000	平成	12	土地家屋調査士制度制定50周年記念式典(京王プラザホテル)	司法制度改革と金融の再生(清水湛金融再生委員会委員(当時)の講演会)	
				伊能ウオーク 1999年1月25日出発～2001年1月1日ゴール	
2003	平成	15		学術顧問(山野目章夫顧問)と研究室委員合同会議(9月2日)	
2004	平成	16			新不登法(全面改正)
2005	平成	17			新不登法(一部改正)
2006	平成	18	国際地籍シンポジウム/土地家屋調査士全国大会(京都国際会議場)		
2010	平成	22	土地家屋調査士制度制定60周年記念式典(東京ドームホテル)	原優法務省民事局長(当時)の講演会	表示登記制度50年/調査士制度60年の記念事業
			土地家屋調査士制度制定60周年記念事業(日比谷公会堂)		地籍問題研究会設立

「変わっていく時間」に寄り添いながら ～第74回“社会を明るくする運動”に寄せて～

法務省保護局

1 新しい運動コンセプトの展開

皆様方におかれましては、法務省が主唱する“社会を明るくする運動”に対し、日頃から多大な御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

本運動は、国民の皆様が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの立ち直り(このような犯罪や非行からの立ち直りを支援する活動を「更生保護」といいます。)について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための国民運動として、本年で74回を数えます。

本年における第74回運動のコンセプトとして掲げたポイントは次の三つです。

- ① 孤独・孤立や生きづらさは誰もが抱え得る問題であるということを共通理解とし、人と人が緩やかにつながる包摂的な地域社会を目指すこと
- ② 「人は変わる」ということを信じ、人が「変わっていく時間」をポジティブなものとして、希望を持って受け止めること
- ③ 「希望を持って『立ち直り』を待つ更生保護ボランティア」の存在をさらに周知すること

第74回運動においては、地域で誰かが担わなくてはならない役割を果たしている保護司を始めとした更生保護ボランティアの活動に関心を持ってもらうための取組に更に力を入れたいと考えています。これらの活動や地域のチカラの魅力を広く伝えていくために、「時間」の概念を広報デザインの中核に据えています。

2 「待つ時間」は、誰かの「変わっていく時間」

情報通信技術の急速な発達により、私たちの生活は飛躍的に便利になりましたが、Z世代に代表される若年層を中心として、「時間をかけること」や「待つこと」をネガティブなものとして評価する風潮も生まれました。

一方で、更生保護の世界では、立ち直りを「待つこと」や「時間をかけること」は決してネガティブなものではありません。更生保護ボランティアの方々にとって、「待つ時間」とは、人が「変わっていく時間」であり、人を信じてともに「寄り添う時間」として、むしろポジティブなものと考えています。この考え方は、更生保護の真価として、現代社会にこそ一際光を放つものであると考えています。

3 運動の輪をもっと広げていく

“社会を明るくする運動”は全国各地において、地方公共団体、保護観察所、民間団体等が協力して、毎年、各地域に根差した特色ある活動を展開しています。特に、強調月間である7月中は、様々な広報イベントや地域の方々との協力した活動が行われています。

これらの各地の活動を地域の方々には知っていただき、さらにはイベントに参加いただけるよう、積極的な情報発信を行ってまいります。昨年12月には、本運動の広報ツールとして、“社会を明るくする運動”ウェブサイトオープンしましたので、是非一度御覧ください。

本年も、皆様方の御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。



“社会を明るくする運動”
ウェブサイト



法務省保護局
公式 Instagram



法務省保護局
公式 X



法務省公式 YouTube
チャンネル

想う、
ときには
足をとめ。

誰だって、
 すぐには本音を話せない。
 誰だって、
 すぐには希望を抱けない。
 誰だって、
 すぐには変わることができない。
 でも、たとえ時間がかかっても、
 たどえ過去にあやまちがあっても、
 誰かと一緒なら希望はある。
 声をかけ、背中を押し、
 あきらめずに寄り添い続ける。
 信じて待つ人の存在は、
 立ち直りへの大きな力になるだろう。

私たちの「待つ時間」は、
きっと誰かの「変わっていく時間」。

主催 / 法務省

7月は“社会を明るくする運動”強調月間・再犯防止啓発月間です。

社明 シャーメイ

検索

想う、
ときには
足をとめ。

誰だって、すぐには本音を話せない。
 誰だって、すぐには希望を抱けない。
 誰だって、すぐには変わることができない。
 でも、たとえ時間がかかっても、
 たどえ過去にあやまちがあっても、
 誰かと一緒なら希望はある。
 声をかけ、背中を押し、
 あきらめずに寄り添い続ける。
 信じて待つ人の存在は、
 立ち直りへの大きな力になるだろう。

私たちの「待つ時間」は、
きっと誰かの「変わっていく時間」。

令和5年度全国広報担当者向けセミナー

連合会広報部

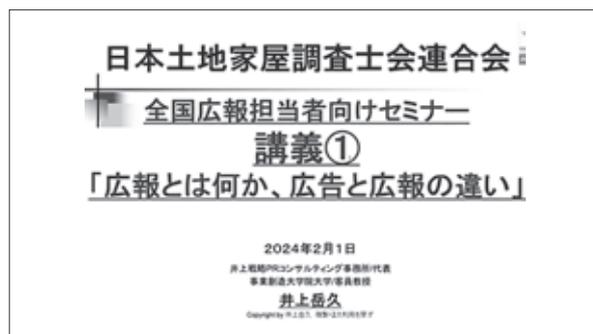
令和6年2月1日と15日の2日間、前期(令和3-4年度)に引き続き、連合会広報部事業として「全国広報担当者向けセミナー」を実施しました。このセミナーは、全国の土地家屋調査士会の広報担当者を対象とした、資格者団体が実施する広報についての基礎知識を習得していただくことを目標としたものです。これまで連合会では、全国広報担当者会同の名称で、全国50会の広報担当者に東京へ集合していただき、広報活動や情報の交換を目的とした会議が行われていました。ところが令和3、4年度は新型コロナウイルス感染症対策が社会的に求められていたため、集合型ではなくオンラインミーティング(zoom)を活用することを余儀なくされました。オンラインミーティングだけでは意見交換をスムーズに行うことは難しいと判断し、意見交換会ではなく、テーマを絞ったセミナー(銀行担当者向け研修会に関する意見交換会)や「連合会長と話そう企画」を実施してきました。どちらも新型コロナウイルス感染症対策の最中であり、担当者会同の代替案であったことは否めません。

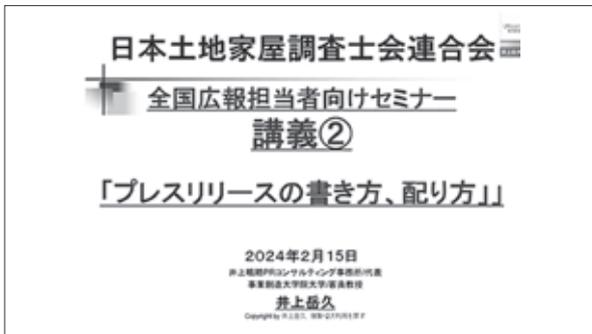
そこで令和4年度末に、意見交換を主軸とした集まりではなく、本格的な広報セミナーを実施することにしました。では、どのようなテーマが広報担当者に対応しているのか、連合会広報部で検討した結果、これまで連合会広報担当役員のみが受講していた広報セミナーを、全国の土地家屋調査士会広報担当者向けにアレンジして実施することにしました。セミナーの中心となるテーマは「広報と広告の違い」に決定しました。制度広報の必要性は皆が共有しているところではあるものの、いったいどのような方法で展開するのが効果的であるのかを学んでいこうということにしました。

セミナーは2月1日と15日の二日制とし、初日は「広告」と「広報」の違いについて、二日目は広報に有効な「プレスリリースの書き方」について講義をしていただきました。講師には、井上戦略PRコンサルティング事務所代表の井上岳久氏をお招きし、これまで井上氏が数々の実績を残されてきた広報戦略を中心に、土地家屋調査士会という資格団体でも実践でき

ような具体的な題材に絞ってお話いただきました。

初日の「広告と広報の違い」については、これまで私たち土地家屋調査士会広報担当者が、多く誤解をしてきた「広報には費用がかかる」「ポスターやノベルティグッズを作成するには莫大な予算が必要」という概念を覆すことから始まりました。私自身も地元会の広報部長を任されていた時には、次年度予算の枠をいかにして大きく取るのか、どのような広告をどこに出そうか、ということばかりを考えていました。ところが、正しい広報理論でいくと、それらは「広告」であって「広報」ではないと理解することができます。これを言葉の意味で表現すると、「広報=PR=パブリック・リレーションズ=公衆との関係」であり、「広告=advertisement=アドバタイズメント=宣伝」となります。つまり、「広報」とは土地家屋調査士会と社会(ステークホルダー)との関係構築と維持が最終目的となるわけです。社会に信頼され有効な関係を構築することが、「広報」として何よりも重要な目的であるのです。では、そのために必要なツールとして、具体的なモノはなんでしょう。それは、「記事」です。新聞、テレビ、ネットであっても、「記事」として見聞きすると、社会はその内容を信じます。新聞であれば、社会面の「記事」は読めばある程度の信用を勝ち得ます。ところが、同じ社会面の下段に掲載されている「新聞広告」はどうでしょうか。「飲めば健康になる〇〇」や「〇〇の真実」とうたわれている「新聞広告」は、同じ社会面でありながら信用度は雲泥の差であるはずですが、土地家屋調査士会も、今後は上段の「記事」として取り上げてもらえるように正しい「広報」活動を行いま





しょう。という内容が初日の講義でした。

では、どうしたら「記事」として取り上げてもらえるのでしょうか。

二日目では、初日の「広報」ツールとして最重要な「プレスリリース」の書き方・配り方を講義していただきました。この日は、より本格的な講義となりましたが、講師の井上氏が易しく解説していただいたことで、受講された広報担当者が一様にうんうんと頷いているのが画面越しに伝わってきました。「プレスリリース」は、広報の花形といっても過言ではありません。土地家屋調査士会が実施するイベントや新たな取り組み、官公署とのタイアップ、共同宣言など、新聞、テレビ、ネットに取り上げてもらいたいものは多くあります。ところが、「プレスリリース」の書き方には一定のルールがあり、それを無視しては、取材や記事にはしてもらえません。本セミナーでは、そのルールや書式を学びました。あとは実践あるのみです。新聞、テレビ、ネットのメディアを通じて社会に認知され、社会から信用され、社会との関係性をより良くしたいのであれば、是非とも「プレスリリース」をどんどん発行していただきたいというのが、今回のセミナーの目的でした。

二日間の広報担当者セミナーを経て、今後、全国

の土地家屋調査士会から多種多様なプレスリリースが発行され、各種メディアに取り上げられることが、最終的には知名度(信用度)の向上につながり、社会に必要とされる資格であるを知ってもらうことが、次世代の発掘にもつながると考えています。今年度は、その結果報告を兼ねて「土地家屋調査士広報コンテスト(仮称)」を実施することを計画しています。6月初旬に全国の土地家屋調査士会に向けて、同コンテストの実施をお知らせしているとおおり、学びと実践をワンパッケージにして、全国規模で土地家屋調査士(会)を広報していくことに、是非ともご協力をお願いいたします。なお、同コンテストには50会のみではなく、連合会広報部も参戦予定です。

二日間のセミナーそれぞれの後半には、参加して頂いた広報担当者と連合会広報部役員による意見交換会を実施しました。残念ながら会同士での意見交換はネットミーティングでは正直難しく、時間制限を設けたため期待外れであったかもしれません。次年度以降、意見交換会を意義あるものにして集合型で実施するために、是非とも新しい広報戦略を活かしていただき、結果報告いただけることを楽しみにしております。ご参加いただいた各土地家屋調査士会の皆様には、最後になりましたが感謝申し上げます。

第37回 日本土地家屋調査士会連合会 親睦ゴルフ大会 IN 徳島

開催案内

前夜祭・宿泊

日時 令和6年10月25日(金) 受付：午後4時00分～／開宴：午後6時00分
場所 JRホテルクレメント徳島 4F「クレメントホール」
〒770-0831 徳島県徳島市寺島本町西1丁目61番地 (TEL：088-656-3111)

ゴルフ大会

日時 令和6年10月26日(土)
場所 サンピアゴルフクラブ
〒779-3133 徳島県徳島市入田町安都真215番地1 (TEL：088-644-0777)

観光

日時 令和6年10月26日(土)
観光先 ①鳴門コース ②祖谷コース

申込締切(予定)

令和6年8月20日(火)

【問合せ先】

徳島県土地家屋調査士会
〒770-0823 徳島県徳島市出来島本町2丁目42番地5
TEL：088-626-3585 / FAX：088-626-3027
問合せ先メールアドレス：tokucho@coda.ocn.ne.jp

続

続!!

愛しき我が会、我が地元

Vol. 125

沖縄会

『失われた故郷に想いを寄せて』

沖縄県土地家屋調査士会 広報部理事 花城 康喜

我が郷土といえば、私は生まれも育ちも沖縄市ですが、祖先は米軍の駐留する嘉手納基地(嘉手納飛行場)内の嘉手納町字野国(旧:字千原)でした。

字千原は屋取り(ヤードゥイとは1800年頃琉球王国時代に首里那覇の士族が地方へ都落ちし集落を形成)集落で嘉手納町字野国の一角に集落を形成し、当初は28世帯ほどが暮らしはじめたそうです。

百合栽培を生業として一生懸命に働き栄えて生活も豊かになっていきました。百合の球根はいろいろな製品の原料となるため、那覇や県外からも買い出しに来たそうです。

その収益で徐々に土地を開墾し、土地を買い取り繫栄していったそうです。

戦前の千原集落の地形は、丘陵地から西海岸に向かってなだらかな傾斜地で、夕日が海岸線に沈みいく美しい風光明媚な土地であったそうです。

先の大戦で昭和20年4月1日に米軍が沖縄に上陸したのが嘉手納町、読谷村の西海岸であったのは戦前、戦後史などでよく目にしていました。

米軍の戦力には抗えず、住民は方々へ退避し、わずか一日で千原の土地は占領され、すぐに飛行場として整備し、今日に至るまで祖先の方々は、故郷の地を踏むことができないまま今日に至ります。

嘉手納基地は極東最大の基地と言われ、沖縄市、北谷町、嘉手納町の三市町村に跨り、おおよそ20

平方キロメートルあり全長3,689mの滑走路が2本あるそうです。

私は昭和39年生まれなので、当時の状況は伝聞でしかわかりませんが、故郷を想う気持ちは両親、祖母から引き継がれ、歳を重ねるごとに高まっています。

その我が郷土にある200余年受け継がれた伝統芸能が「千原エイサー」です。エイサーとは、旧暦のお盆の時期に祖先をお迎えし慰めるための念仏踊りの



ことです。本土でいうところの「盆踊り」に当たります。

沖縄県の各地にエイサー団体があり、メンバーは地元の男女青年会で構成されています。

エイサーは、地謡(じうてー：三線を弾き歌う)に合わせて太鼓や手踊りなどで踊る集団演舞で、旧暦のお盆の時期は各青年会が祖先を慰めるため、夜通し地域を踊りながら練り歩きます。YouTubeで「千原エイサー」をご覧ください。

私が所属する千原エイサーは男性のみで構成さ

れ、空手の型を随所に取り入れた勇ましい踊りで嘉手納町の無形文化財にも指定されています。

沖縄では、旧盆を終えた次週末に毎年「全島エイサーまつり」が開催され、2日間で30万人余りの観衆でにぎわう夏の風物詩です。

今年は、8月23日～25日の3日間で開催されるこの祭り、海もいいけど祭りも最高ですよ、是非とも夏の沖縄へお越し下さい。

静岡会 『高校生インターンシップ』

静岡県土地家屋調査士会 広報部理事 野田 幸嗣

地元工業高校の都市工学科、建築科の2年生によるインターンシップ生(以下「生徒」とする。)2名の受入れ可能の返答を行ったが、その時点では実際に生徒が来るかどうかは不明であった。

とはいえ、生徒受入れを表明しているからには、何もせずに待っているわけにはいかないと準備を行うことにした。

何をすればよいのかを考え、「何をさせようか」という考えから「何を体験させ(伝え)ようか」に思いは変わっていった。

彼らは高校2年生。いくら専門学科で授業を受けているとはいえ、その知識や経験はまだ浅いものでしかない。いきなり現場に連れて行っても、彼らができることはわずかで、そうすると現場作業が終わるまで、単純作業の繰り返ししか、私たちの作業を眺めているだけになり、有益な経験にはならないであろう。また、もっとも重要なことは、そう都合よく現場があるかということである。

結果、簡単ではあるがカリキュラムを作ることにした。

カリキュラムは「座学(内業)」と「実習(外業)」に分け、できるだけ生徒が飽きないことを心掛けた。

「実習(外業)」については、幸い平板測量、コンパス測量機器、トータルステーション、GNSS測量機器が事務所にあり、関係会社の協力もあり、3D測量機器、ドローンを使った操作体験も可能となった。

*当初から複数の機材を使い生徒に使用させてい

たため、翌年の担当教諭より感謝のお言葉をいただいております。

「座学(内業)」については、「土地家屋調査士の業務」、「登記業務」(地目種類、建物種類、建物構造種類等の解説等)、「危険予知(KY)について」、「測量機器の解説等」、「手書き、CADによる作図」等を広く浅く説明を行い、作業をさせた。

座学だけでもトータルで1日分の時間にはなる。講義のように行う座学の場合、時間の配分や雑学的な内容も取り入れて、生徒が眠くならないように気をつかった。

「実習」で一番苦労したのがコンパス測量である。平板測量もやったことはないが、測量機器が単純で、機材を見れば使用方法は大体わかる。もちろん参考



コンパス測量

書等で調べて作業方法の確認を行うが、生徒にレクチャーする範囲で支障は出なかった。ただ、コンパス測量はそうはいかない。測距については平板測量と同じであるが、コンパス自体の操作方法が今一つ分かりにくい。今ではレクチャーするのに支障はないが、当時は参考書等で調べたうえ、実際に何度も使用して生徒に教えられるように操作方法を身につけた。角度は「度、分」しか無いのだが、この「分」の読み方の操作方法と読み方を理解するのに苦労したものだ。

平板測量、コンパス測量機器、トータルステーション、GNSS測量機器を使い実習を行い、その後手書き(平板、コンパス)とCAD(トータルステーション、GNSS)による作図は生徒にとってとても良い体験だと自分では思っている。

生徒によっては、学校のカリキュラムの進み具合が違うため、測量機器を取り扱ったことも無く、関数計算や分度器の使い方もまだあやふやな場合もあり、彼らにとっては初めての体験であり、また測量機器の進歩に触れ、古い測量機器を使用しても丁寧に測ることで、最新の測量機器で測った結果に近い数値が出せること、測量誤差のイメージが多少なりにもできたと思っている。

令和4、5年度ともに建物調査は、期間中に実際の現場で行うことができた。建物内装や外構工事が途中であったため、作業現場での注意事項を教え、作業中の建物内に入れたことは生徒にとっては貴重な体験になったと思う。

生徒が一番興味を持ったのがドローン操作体験である。最終日に河川敷で行ったが、最初は遠慮気味



ドローン操作体験

に操作していたが、用意していたバッテリーを全て使って良いと伝えた後は、かなり長い時間、操作に没頭していた。やはり遊びの延長に近い感覚を得られるからであろう。

令和4、5年度ともに生徒は男女各1名が参加している。生徒が想定よりずっと積極的であることを感じた。分からない事があっても、取りあえずやってみる派、確認を取り進める慎重派と人それぞれだが、挑戦しようとする意志が感じられ、とても嬉しい気持ちになった。

インターンシップの期間は3日間で、生徒達はかなり疲れたのではないだろうか。初めての場所、知らない人たち、慣れない作業に取り組んだのだから当然である。しかし、翌月の出前授業でわざわざ挨拶に来てくれた時には嬉しさもひとしおで、来年はもっと分かりやすく体験できるよう努力しようと思うのだった。

副会長、専務理事、常務理事としての一年を振り返って



副会長 北村 秀実(総務・研究所担当)

「臆せず、フットワーク軽く」

昨年の連合会副会長選挙の所信表明において、「外部の知識の活用」を申し上げました。

活用というと失礼ですが、土地家屋調査士同士の議論だけではなく、もっと広く、研究者や実務家の方々の意見をお聞きし、お付き合いをさらに密にすることが、土地家屋調査士制度発展のためには重要であると考えたからです。

この一年間では、今まで就任はいただいたもののご意見を頂戴する機会が少なかった顧問の先生方から、連合会の執務対応や制度の在り方に関するご意見を伺うことに力を入れました。日頃お世話になっている顧問弁護士さん、理事の弁護士さんに加えて、複数の法曹関係の方の意見を聞くことで、私自身の勉強不足を痛感しました。反面、新たな発見や気づきもあり、さらに視野を広げて勉強をし、事に当たらなければならないと刺激を受けたことで、この一年間、前向きに会務に取り組むことができました。

具体的には、所管する総務部ではハラスメント対応と土地家屋調査士法違反への対応を、研究所では土地家屋調査士総合研究所の開設に向けての対応です。今後、連合会のブレーンとなっていただく方の幅を広げるために、「地籍問題研究会」の役員の皆様とも協議を重ね、会報誌への寄稿や、地籍問題研究会の総会において、来年度の学会化に向けて活動する旨を決議していただきました。

閉ざされた空間での思考、待ちの姿勢では物事は進みません。フットワークを軽く、恐れず、好奇心強く、チャレンジ精神をもって、会務に当たります。

これからの一年も制度の発展のために、多くの連合会理事、委員の皆さんと共に、研究者や実務家の方々の意見をいただきながら活動し、その成果を皆様にお伝えしたいと思います。



副会長 佐々木 義徳(制度対策・広報・全調政連担当)

昨年6月の総会において副会長に就任し、早くも1年が経ちました。私は、制度対策本部、広報部及び全調政連の対応を担当しております。東京会の会長も兼務しているため、当初はこれらの重要な職務を遂行するに当たり不安もありましたが、役職員の皆様のご熱心なご協力のおかげで、無事に業務を進めることができ、今は大変感謝しているところです。

連合会の会務は、土地家屋調査士会の会務とは異なり、法改正や制度改革など、より大規模でダイナミックな取り組みが可能です。この点において、大きなやりがいを感じています。また、全国の土地家屋調査士や友好団体との連携を図る中で、新たな知見や経験を得ることができました。この1年間で、様々な課題に直面しましたが、その都度柔軟に対応してまいりました。その中でも特に、法改正に関する取り組みは、岡田会長のリーダーシップのもと、次なる土地家屋調査士法の改正に向けて関係各所との協議を進めているところです。また、広報活動においても、土地家屋調査士の社会的認知度の向上や土地家屋調査士試験受験者及び登録者の増加を目指して積極的に取り組み、コンペティション形式による動画の制作なども手掛けており、今後の発展に期待しています。また、全調政連との連携により、各種政策提言にも取り組んでおり、特に狭あい道路に関わる社会貢献と業務の拡充については、その実効性に期待しています。

残すところ1年の任期となりましたが、この1年で得た経験と知識を基に、さらに周囲との協調を図



りながら、成果を出してまいりたいと考えています。具体的には、改正を要する法令や制度改革等の課題に取り組み、土地家屋調査士の業務範囲の拡充や会務の改善を推進してまいります。また、全国の会員の皆様との連携を強化し、より一層の情報共有と意見交換を進めてまいります。

最後に、この1年間、多大なるご支援を賜りました全ての皆様に心より感謝申し上げます。これからの1年も、皆様と共にさらなる飛躍を目指し、全力を尽くしてまいります。



副会長 杉山 浩志(研修・社会事業・全公連担当)

「あっという間の一年だった」というのが私の率直な思いであります。

これまで、土地家屋調査士会の会長を8年やらせていただいておりますが、連合会役員を経験せずに、いきなり連合会という組織に飛び込んだものですから、水に慣れるまでに少し時間を要しました。

私の担当は、研修部、社会事業部、そして全公連が主なのですが、それ以外にも、様々な役員会議、委員会、官公署との協議、他団体との連携等と、追われる(充実した)毎日を過ごしているというのが現状であります。

その中でも何とか1年、職務を全うすることができたのは、私を適宜フォローしてくれた担当部長や役員のおかげなのですが、何より一番感謝すべきは事務局職員の皆さんだと強く感じております。この事は土地家屋調査士会でも同じだとは思いますが、我々役員や全国の土地家屋調査士会員を支えてくれているのは、制度のために一生懸命職務をこなしている事務局職員だと思います。本当に頭が下がる思いです。

さて、この1年間の担当各部の活動ですが、研修部につきましては、まずは新人研修について、義務研修運営委員会を設置し、研修の在り方について新人会員の負担軽減も考慮して検討を行っているところです。そして、eラーニングの項目の見直し(簡素化)と研修管理システム(manaable [マナブル])の導入についても、今年度中の稼働を目指しており、導入後は、研修に関して各土地家屋調査士会事務局の負担軽減に大きくつながるものと考えております。

社会事業部に関しては、地図作成事業、能登半島地震関連、新ADR法、所有者不明土地・建物管理人制度への対応…等々、この1年、多種多様な内容で活動を行って参りました。今後も引き続き、我々が国民に必要であり続ける証明となるような事業について力を入れていきたいと考えております。

全公連に関しては、昨年10月に全公連、全調政連等との共催で「狭あい道路解消シンポジウム」を神戸市において開催いたしました。減災、防災、消防車・救急車・介護車両等、国民の生活にも大きく関係する課題をテーマとしたもので、今年度も10月に千葉市において開催する予定としております。

「不動産のことで困ったら、まずは土地家屋調査士へ!」をキャッチフレーズとして、不動産の専門家として国民に認識していただける存在になれることを目指し、全力で進んで参りたいと考えておりますので、引き続き全国の会員の皆様のご指導とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。



副会長 三戸 靖史(財務・業務担当)

【自己紹介を兼ねて】

毎週2日は確実に、多い時にはさらに数日間水道橋に通います。移動時間には会議資料の読み込み、問題点の整理、不足する知識の習得に努めています。地元に戻るにしても空港・駅から事務所に直行します。自分の仕事をしていても連合会からのメールはひっきりなしに届きます。昼夜も土日も無くなりました。とは



いえ、万全の心身を整えてこそ良い仕事ができますので、その調整として地元の仲間とゴルフや懇親会にも行っています。

【われわれの現在地】

一言でまとめるなら「焦りませんか?」とお伝えしたいです。社会の変動のスピードに比して、われわれの動きは極めてスローに感じます。一気に変えられないにしても最低限はどこか、このことを考え続けてきました。何が最善解かは分かりませんが、少なくとも次の2つは実現したいです。

【この一年で積み上げる最低限の一步】

「国家座標の推進」と「会費の見直し」です。

局所的であいまいな位置情報では、よく指摘されるように、境界紛争にも、震災が起きたときの復旧復興にも十分に対応できません。国民から求められていないとの反論もありますが、それは違います。その重要性を国民に伝えていないだけです。一覧性の高いデジタル地図が社会から求められる、このタイミングに我々は供給できていません。不動産業界も困ります。結果、我々は貧します。

また、連合会予算については、5年前のシミュレーションを見たときに限界が近づいていることに気付きました。加えて昨今の人手不足と物価高騰です。間に合っていません。連合会は人に支えられています。職員、そして役員です。労働の対価が少なければ仕事は当然パッとしません。それを容認しているのか、あるいは僅少な対価で全力を尽くせということなのか、目を覆うことなく現実を直視し分析することが必要です。

【最後に】

「設備投資しない技術者っているの?」部長がそう言いました。そのとおりです。設備に限らず知識・技術のアップデートがなされない技術者は、社会では必要とされません。会員に向けてのメッセージとしては「刀も技も磨くサムライ(士)を目指してください」です。道具も技術・知識もです。

わが身を振り返れば、連合会役員に対して全国の役員・会員が有する潜在的な批判は承知しております。そんな皆さんの批判に応えるべく、また自らの信念に基づいて、私は残り一年無難に流れることなく困難な道を進みたいと思います。紛糾必然のことについても大いに議論しましょう。



専務理事 高倉 健(総務部担当を兼務)

今年も元旦から、能登で大きな地震がありました。日本国内では毎年のように何らかの災害が起り、豊かな自然を享受することができる反面、私達は常に災害のリスクと同居しています。能登の被害とはまるで比べ物になりませんが、私自身も地元の富山で被災し、本震のみならず、余震のたびにフラッシュバックする恐怖を半年経った今でも忘れられません。直接的に大きな物理的被害はありませんでしたが、私の事務所がある周辺も液状化により道路の一部隆起や陥没が散見され、今も地震の爪痕はそこかしこに残っています。

本年4月9日の参議院法務委員会の場で土地家屋調査士が取り上げられました。救急車両の進入を妨げるなど「狭あい道路」に内在する危険性について、特に災害発生時の減災の観点から言及され、その解消に向けた土地家屋調査士の取り組みについて説明がありました。

災害に向き合う中で、この法務委員会の中でも言及があった狭あい道路解消による減災の側面に加え、地図整備等による復興やインフラ整備への貢献は、土地家屋調査士の社会的使命であるといえるでしょう。

この一年、専務理事として日調連における対外的な事務を主に担ってきましたが、各政党への政策予算要望もその業務の一つとなります。法務委員会の会議録には、私達が紡ぎだした要望案の文章が多く盛り込まれており、土地家屋調査士がいかに国民生活の安定と向上に貢献しているかを訴え続けた成果



であると考えています。当然、日調連のみの成果ではなく、その水面下で全調政連、全公連による各所への働きかけが強く介在していたことは言うまでもありません。

社会的な要請が変化する中で、民事基本法制も目まぐるしく変化しています。いつまでも社会に求められ続ける土地家屋調査士であるためには、その変化を受容し、国民生活の安定と向上のために寄り添い続ける事が肝要です。残りの任期もその姿勢を崩さず不断の努力で臨みます。



常務理事 花岡 真(研究所担当を兼務)

昨年7月4日の理事会において常勤役員として常務理事を仰せつかり早一年が経ちました。就任当初は連合会事務局の事務処理のルールがわからず、決裁文書量の多さは言うにおよばず決裁手続についても不案内な点が多いためずいぶん戸惑いました。事務局職員が丁寧に説明してくれているのですが、当初は要領よく処理することが出来ずにご迷惑をおかけしたことと思います。日々会務処理をこなすのが精一杯で、全く余裕がなかったことを記憶しております。



常務理事の職務は、日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則第3条に規定されておりますが、今期は常勤役員が1名のため、本来は専務理事の職務である「事務局の監理に関する事項」、「土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録事務」等も担当しています。事務局職員は円滑な会務運営を求める余り、往々にして前例踏襲をすることがあります。その選択はほとんどの案件で最適解なのですが、制度環境の変化が大きい昨今にあってはより適切な対応をとることが求められております。即時対応が必要な案件も含めて常勤役員として適時適切に対応・指示できるよう事務局監理に努めたいと思います。併せて、山積する案件に円滑かつ安定して迅速、適正に対応するために各部間及び各部と事務局間の連携調整を意識しつつ、事務局職員と力を合わせて会務運営をしていきたいと思っております。

兼務として拝命している研究所担当理事については、現在の研究所をリニューアルする形で土地家屋調査士総合研究所をスタートさせる方向となりました。差し当たり、令和5年度は喫緊の課題となっている部分についての研究所規則改正について微力ながら尽力しました。

会長、副会長、専務理事を補佐し、歴代の常勤理事の力量に少しでも近づけるよう任期の限り全力を尽くす所存ですので、引き続き各ブロック協議会、各土地家屋調査士会、各会員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



5月16日
～6月15日

水道橋の町を後にして約2週間、この間、多くの土地家屋調査士会総会にお邪魔させていただいた。開催の日程が重なることも多かったが、私自身は今回12会の土地家屋調査士会の定時総会に出席することができた。また、代理で出席してもらった役員には、各総会の法務局長祝辞における重点項目を報告してもらった。それらを整理すると、

- ① 所有者不明土地問題への対応
- ② 法務局備付地図作成への関与
- ③ 筆界特定制度へのさらなる協力
- ④ オンライン登記申請の促進協力
- ⑤ 使命規定を基に社会的信頼度が増大

といった施策が土地家屋調査士に対して期待いただいていると理解することができるところである。

5月

16日 台湾政府土地調査関係機関の訪問対応

日調連は、コロナ禍以前、台湾の登記制度や測量技術等について情報の交流及び意見交換を行っていた。この日は、コロナ禍が落ち着いて久しぶりに台湾政府関係の方々水道橋の連合会に訪問された。私自身、旧知の先生にも再会することができ、各々の現在位置を確認したところである。

17日 長崎会 令和6年度定時総会及び懇親会

令和6年度の各会総会、2か所目は長崎会である。羽田から長崎空港に降り立ち、会場の佐世保市へ向かう。長崎会は、多くの離島を有する土地柄だが、多くの会員が参集しており、未来志向の意見交換をさせていただいた。

18日 三重会 令和6年度定時総会及び懇親会

朝早く佐世保を出発し、中部国際空港を経由して案内時間には三重県津市に到着。三重会のイメージキャラクター「測っ虎」の着ぐるみが出迎えてくれた。議案審議の場にも居させてもらったが、会運営

への活発な議論が展開されていた。

21日 宮崎会 令和6年度第69回定時総会及び懇親会

地元・松山から飛行機を乗り継いで宮崎会の総会開催場所である宮崎観光ホテルに向かう。宮崎でも、多くの先輩方や現役役員の方々に来賓として歓迎され、式典に誘導いただいた。懇親会では、宮崎会の有志にて結成された「ひょっとこ踊り友の会」による一糸乱れぬ様子に土地家屋調査士の魂を見た。

22日 札幌会 令和6年度定時総会及び懇親会

始発の飛行機で宮崎を出ると、羽田乗継で正午前には千歳空港に降り立つ。札幌会総会でも議事はスムーズに進行した様子で、役員の方々の顔にも安堵感が漂っていた。札幌法務局の皆様とも様々な意見交換をさせていただいた。

23日 福岡会 令和6年度定時総会及び懇親会

札幌から空路にて福岡に向かう。管区法務局に所属する土地家屋調査士会総会に連続してお邪魔するのは初めてかもしれない。福岡会の総会においても、多くの会員の皆さんと名刺交換や挨拶をさせていただくとともに、貴重なご意見も頂戴したところである。

24日 山口会 第77回定時総会及び懇親会

この日は、5月の第4金曜日ということで全国50の土地家屋調査士会のうち、23会が総会を開催する集中日である。多くの連合会役員に分担して出席してもらったが、私自身は山口会の総会に出席させていただいた。控室に案内されたが、隣の議場からは大きな拍手が聞こえて来て、会員の皆さんの元気な様子に勇気をもろう。

27日 新潟会 第76回定時総会及び懇親会

5月最終週は関東地域の各会総会に続けて伺うことにしたが、まずは地元松山から伊丹空港経由で新潟に向かう。新潟会の皆さんにも温かく対応いただくとともに、制度の未来を語り合うことができた。

28日 茨城会 令和6年度第68回定時総会及び懇親会

新幹線で都内まで戻り、茨城会総会に向かうのだが、朝早く出発すると水道橋の連合会事務局に立ち寄れることが判明し、会長室にて1時間半ほど執務した後、水戸へ出発。茨城会総会においては、感覚的に

若手とベテランの融合に感心させてもらった。

29日 千葉会 令和6年度定時総会及び懇親会

千葉会の総会へは、水道橋から向かう。関東ブロック協議会内の土地家屋調査士会は、お互いの総会に会長が来賓出席することも多いらしく、私も三日連続で顔を合わせる会長もいて、親近感満載である。千葉会の総会でも多くの会員が出席し、慎重に審議が展開されていた。

30日 一般社団法人不動産流通経営協会 第55回定時総会懇親会

標記協会(FRK)からコロナ禍以降、久しぶりの総会開催案内をいただき、出席させていただいた。連合会がお世話になってきた担当の方が交代され、後任の方とも挨拶や意見交換をさせていただき、お互いの協力体制を確認したところである。

30日 東京会 第86回定時総会及び懇親会

例年、5月30日は東京土地家屋調査士会の総会開催日である。会場の上野・東天紅からは不忍池の蓮の緑が目にも鮮やかだ。約1,400名の会員と、130を超える法人会員を抱える東京会の総会は、代議員制を採用している。東京法務局長を迎えての式典は、実に厳かで凜とした空気に包まれていた。

31日 神奈川会 第85回定時総会及び懇親会

17日間に及ぶ各土地家屋調査士会総会もこの日で最終日となるが、神奈川会の総会に出席するため横浜に向かう。ここでも大勢の先輩方や現役役員から貴重な提言を投げかけていただき、メモと胸の中に書き残して6月を迎えることとする。

6月

1日 日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会令和6年度定時総会及び懇親会

九州ブロック協議会定時総会に出席するため、再度、宮崎市に向かう。九州ブロック協議会に所属する八つの土地家屋調査士会から、会長をはじめとする役員の皆さんが宮崎に集結し、「九州は一つ」を合言葉にブロック協議会としての活動に関して議論を展開されていた。

3日 山梨県土地家屋調査士会を訪問

甲府市の山梨県土地家屋調査士会を訪問し、法務省・法務局の取組と地元の課題等に関する意見交換会に参加。

4日 法務省民事局民事第二課との打合せ(令和6年能登半島地震に関する今後の取組等について)

元日に発生した令和6年能登半島地震の対応において、土地家屋調査士としての専門性の活用と被災された方々への寄り添い方等に関して意見交換を行う。

4日 第39回写真コンクール作品審査

写真家の太田真三先生と写真コンクールの所管役員である三戸副会長、千葉財務部長とともに作品の審査を行う。今年は全部で189名から304作品の応募をいただいた。太田先生からも全体としてレベルが高いとの評価もあり、審査も公正かつ慎重に実施。

5日 法務省民事局民事第二課・財務省理財局国有財産業務課・国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課との打合せ

本年7月31日(土地家屋調査士の日)に静岡会主催、連合会共催で企画している「しずおか境界シンポジウム」に関して、パネリストとして登壇をお願いするため、静岡会の役員とともに法務省、財務省及び国土交通省を続けて訪問。

5日 寶金敏明先生を偲ぶ会

本年1月に急逝された寶金敏明先生を偲ぶ会に出席し、挨拶を申し上げた。寶金先生からいただいた「土地家屋調査士の皆さんは、土地の境界のお医者様なのです。だから困っている患者さんの心に寄り添ってください。」との言葉は、全ての土地家屋調査士の中に生き続けるはずである。

6日 骨太の方針に関する国会議員への説明

「経済財政運営と改革の基本方針2024(骨太の方針2024)」の素案に関連し、日頃より土地家屋調査士制度にご理解とご応援をいただいている国会議員の先生方へ、法務局地図作成事業の有用性、必要性をご理解いただくため、高倉専務理事とともに説明と要望に伺う。

6日 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会 第39回定時総会及び懇親会

全公連の定時総会に来賓としてお招きいただき、祝辞を申し上げる。全国から各協会の理事長はじめ多くの役員の方々が参集されており、杉山副会長も一緒に様々な視点からの意見交換をさせていただいた。

7日 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会主催の研修会

前日の全公連総会の参加者に加えて、全国の土地家屋調査士政治連盟会長も集結し、研修会として狭あい道路解消に向けた取組について、国土交通省住宅局市街地建築課長からの説明と質疑応答が展開された。

7日 骨太の方針に関する国会議員への要望

前日に引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針2024）」の素案に関連し、法務局地図作成事業の有用性、必要性をご理解いただくため、国会議員の先生方への説明と要望に伺う。

9日 日本土地家屋調査士会連合会関東ブロック協議会第70回定例総会及び懇親会

関東ブロック協議会の本年の総会は、静岡県熱海市において開催された。日本有数の温泉観光地である熱海の駅前には、若い人や外国人で溢れかえっている。関東ブロック協議会には11の土地家屋調査士会が

所属しており、全国の会員数の約37%を占める大きな軸だと認識している。

11日 令和6年能登半島地震による倒壊家屋の公費解体における土地家屋調査士の活用についての陳情及び打合せ

環境省及び法務省から5月28日に発出された事務連絡に基づき、令和6年能登半島地震における倒壊家屋等に関して、土地家屋調査士の活用方について石川会・有川宗樹会長とともに関係各所を訪問して打合せを行う。

11日 第3回正副会長会議

全ての副会長と専務理事、常務理事、総務部長に参集してもらい、1週間後に控える「日本土地家屋調査士会連合会第81回定時総会」における対応を中心に協議を行い、土地家屋調査士制度の方向性を共有。

12日 骨太の方針2024に関する関係議員への挨拶
前日(11日)に原案として公表された「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針2024）」本文に「相続登記の申請義務化の周知や地籍調査・法務局地図作成等を含む所有者不明土地対策を一体的・総合的に推進する。」と表記されるに至り、高倉専務理事とともにご支援いただいた国会議員の先生方に挨拶に伺った。

5月**29日**

○第2回業務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士職務規程について
- 2 法務局及び地方法務局備付けの事務取扱要領等について
- 3 年計報告書の総合計表について
- 4 筆界特定制度について
- 5 登記測量について
- 6 令和7年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査について
- 7 調査士カルテMap及び不動産ID確認システムについて
- 8 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムについて

6月**5日**

○第1回日調連ADRセンター会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 各土地家屋調査士会ADRセンター担当者会
同について
- 2 調停技法に関する研修に関する情報共有に
ついて
- 3 令和6年度ODR推進計画提案書について
- 4 調停技法に関するeラーニングコンテンツ
の作成について
- 5 筆界特定との連携方策の見直しについて
- 6 調停申出の単独代理について
- 7 土地家屋調査士会ADRセンターにおけるモ
デル規則等の内容について

○第1回電子証明運営委員会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士電子証明書の発行に係る料
金改定及びシステム改修に伴う対応について

5、6日

○第1回総務部会

<協議事項>

- 1 第81回定時総会の対応について
- 2 商標利用に関する対応について
- 3 年計報告に係る今後の対応について
- 4 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の
登録管理システム(仮)の構築について
- 5 令和6年度第1回全国ブロック協議会長会
同の運営等について
- 6 第82回(令和7年度)定時総会の日程及び会
場について
- 7 各部等からの照会について

11日

○第3回正副会長会議

<協議事項>

- 1 第81回定時総会の開催に関する対応につい
て

12、13日

○第1回義務研修運営委員会

<協議事項>

- 1 今後の土地家屋調査士新人研修におけるカ
リキュラム(案)について
- 2 土地家屋調査士新人研修の体系化について
- 3 第2期土地家屋調査士年次研修の実施内容
について

発信文書の詳細につきましては、所属の土地家屋調査士会へお問合せください。

月日	標 題
5月16日	障害を理由とする差別の解消の推進国・地方公共団体における相談窓口担当者向け相談対応マニュアルの周知について(依頼)
5月22日	ADR運営報告書の提出方について(お願い)
5月24日	日本土地家屋調査士会連合会諸規則等の一部改正について(通知)
5月27日	第81回定時総会議案書・同資料の送付について
5月28日	土地家屋調査士PR用パンフレットの作成に係る情報提供方について(お願い)
5月29日	令和6年能登半島地震によって損壊した家屋等に係る公費解体・撤去に関する申請手続等の円滑な実施について(参考送付)
5月29日	新刊書籍の紹介について(お知らせ)
5月30日	土地家屋調査士制度PR用動画の公開等について(お知らせとお願い)
6月3日	地積測量図の作成時における法令と異なる取扱いに関する調査について(依頼)
6月3日	土地家屋調査士広報コンテストの実施について(お知らせ)
6月5日	土地家屋調査士電子証明書の有効期間満了に伴う対応について(お知らせ)
6月6日	第81回定時総会議案書・同資料の一部差し替えについて
6月10日	第19回土地家屋調査士特別研修の実施計画に係る資料等について
6月10日	第19回土地家屋調査士特別研修に関する受講者等への連絡について(お願い)
6月11日	日本土地家屋調査士会連合会令和6年度第1回理事会議事録
6月11日	マイナンバーカードの活用等の促進について(依頼)
6月11日	令和5年度第2回全国会長会議議録の送付について
6月12日	「経済財政運営と改革の基本方針2024(原案)」の公表について(お知らせ)
6月13日	第74回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～に対する協力について(連絡)
6月14日	令和6年度土地家屋調査士新人研修(東京会場)における視察者について(お願い)
6月14日	土地家屋調査士業務取扱要領の一部改正について(通知)
6月14日	第19回土地家屋調査士特別研修の指定について(お知らせ)

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和6年5月1日付

東京 8353	南條 威彦
東京 8354	赤尾 雅一
神奈川 3232	大石 剛弘
神奈川 3233	長島 諒
埼玉 2811	本橋 巨譜
新潟 2252	田中 宏樹
京都 948	玉川 敦史
京都 949	中村 悟
京都 950	面尾 健太
兵庫 2578	尾上 裕行
兵庫 2579	東郷 裕規
愛知 3134	田中 秀扶
愛知 3135	西中 一貴
三重 927	加藤涼太郎
石川 695	簾 真左弘
富山 557	高田 裕馬
広島 1948	加藤 康睦
岡山 1432	正路 英三
長崎 818	佐々木遼一
熊本 1254	岩下 隆昌
沖縄 538	友寄 翔太
宮城 1085	佐々木信雄
秋田 1049	須田 真史
札幌 1253	矢吹 豪章
札幌 1254	村本 雄一
香川 746	村上 哲也

令和6年5月10日付

東京 8355	小川 薫
東京 8356	橋本 義亜
長野 2636	川上 誠
広島 1949	重政 伸一
島根 521	坂根 昌幸
熊本 1255	甲斐 康弘
福島 1529	國分 欣也
釧路 365	久保 信行

令和6年5月20日付

東京 8357	岡田 正伸
---------	-------

東京 8358	早川 任
東京 8359	深谷 竜一
東京 8360	吉澤 健一
千葉 2282	内山 隼樹
愛知 3136	安藤 公一
富山 558	磯 順一
山口 1000	林 裕士
福岡 2446	釜谷 亮一
福岡 2447	升永 亮介
大分 865	益永 祐基

登録取消し者

令和6年1月25日付

群馬 255	小林 悟
--------	------

令和6年2月29日付

香川 528	中山 敬訓
--------	-------

令和6年3月26日付

宮崎 611	稲葉 博
--------	------

令和6年4月1日付

長野 1996	三島 武士
---------	-------

令和6年4月3日付

札幌 748	金井 政二
--------	-------

令和6年4月13日付

石川 443	荒木 秀雄
--------	-------

令和6年4月16日付

神奈川 485	小林 賢治
---------	-------

令和6年4月23日付

鹿児島 789	飯田 雅才
---------	-------

令和6年4月26日付

島根 360	渡邊 義正
--------	-------

令和6年5月1日付

神奈川 1744	勝見 清
----------	------

神奈川 2518	中村 至
----------	------

千葉 1902	佐藤 睦夫
大阪 1875	安原 敏雄
石川 479	大岡不似夫

令和6年5月10日付

千葉 1616	長谷川道雄
石川 686	奥村 文男
福岡 1237	原 直毅
沖縄 506	濱元朝一郎
愛媛 886	酒井 帝

令和6年5月20日付

愛知 2080	加藤 峯昭
福井 430	木野 隆二
福島 1130	佐藤 憲和
札幌 592	佐藤 舜哉

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和6年5月1日付

埼玉 2811	本橋 巨譜
大阪 3409	古崎 昭博
兵庫 2491	藤尾 誠
兵庫 2553	中村 俊也
長崎 818	佐々木遼一
鹿児島 1110	梶原 直人
宮崎 821	鎌田 亮介
宮崎 823	工藤 慶
宮城 1083	小野寺麻衣

令和6年5月10日付

神奈川 3056	難波 達郎
神奈川 3204	藤本 考司
千葉 2252	有賀 大
大阪 3440	富島 大河
福岡 2299	舟木 耕平

令和6年5月20日付

神奈川 2993	岩崎 英介
沖縄 530	宮城 幹朋



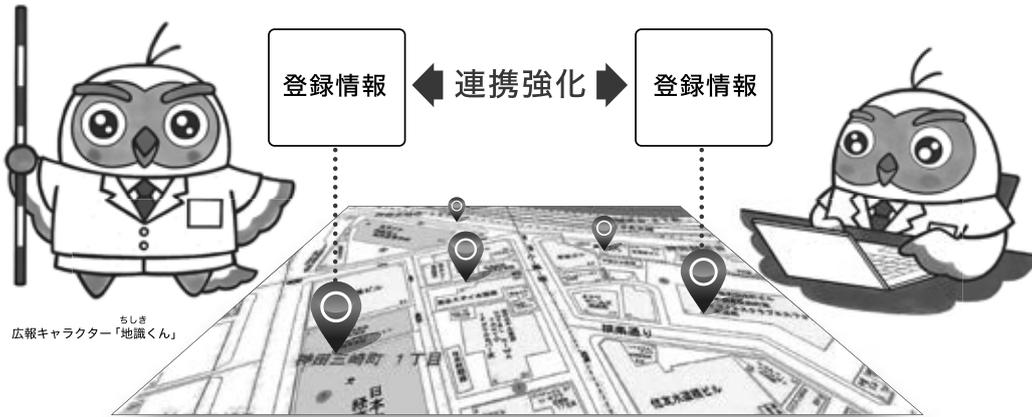
日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテMap

住宅地図・ブルーマップ
 全国閲覧可能！
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき
 地図印刷！

地図上で事件簿
 管理ができます！

SIMA図示や
 多彩な地図検索！



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現
 このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

地図機能について 「調査士カルテMap」では、以下地図機能がご利用できます。



業務に必要な地図が
 これ一つで

住宅地図 ブルーマップ 用途地域

PC やタブレットでいつでも確認でき、
 資料集め・事前調査で活用できます。



地図上で
 事件簿管理が可能

- 調査情報・関連書類を地図上に登録し、
 事件簿の一元管理ができます。
- 登録情報は CSV 出力もでき、
 年計表作成にも役立ちます。

新機能追加について

- 共有ページの検索可能縮尺が拡大し、視認性が向上しました。
- 地図画面での現在地移動が可能となり、現地調査での利用がしやすくなりました。
- 印刷範囲が赤枠で表示され、印刷がしやすくなりました。他にも便利な機能を同時追加！

全国閲覧可 月額 **3,960円** (税込) お申し込み月の月末まで**無料期間**をご用意しております < 無料で利用できる期間をご活用ください！

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 Web サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会



← 連合会 HP 右下の
 こちらのボタンをクリック



【お問合せ】
 日本土地家屋調査士会連合会
 「調査士カルテ Map」問合せ窓口
 (E-mail) kartemap@chosashi.or.jp

令和7年度 明海大学不動産学部総合型選抜(企業推薦)のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会(日調連)との協定に基づき、団体会員の子弟及び関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の総合型選抜(企業推薦)の活用をご検討ください。

出願要領

◎**出願条件**：出願資格(詳細は入試要項をご確認ください。)のいずれかに該当し、かつ出願条件(ア)及び(イ)を満たす者

(ア) 明海大学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し、合格後の入学を確約できる者

(イ) 日本土地家屋調査士会連合会(日調連)から推薦を受けられる者

推薦条件：土地家屋調査士を志望し、大学卒業後に土地家屋調査士業務に従事することを希望する者

◎**試験科目**：小論文及び面接 ※小論文、面接及び提出書類等の評価を総合的に判定し、可否を決定します。

◎**願書受付期間等**

A日程 (1) 願書受付期間…2024年11月1日(金)～11月12日(火)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)
(2) 試験日…2024年11月24日(日) (3) 合格発表日…2024年12月2日(月)

B日程 (1) 願書受付期間…2025年2月21日(金)～2月28日(金)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)
(2) 試験日…2025年3月15日(土) (3) 合格発表日…2025年3月18日(火)

※募集人員は20名(A・B日程合計)です。

出願をご希望の方 まずは入試要項をお取り寄せください！ 詳細をご確認ください。

入試要項のお取り寄せ・お問合せは 日本土地家屋調査士会連合会(日調連)

又は 明海大学浦安キャンパス 入試事務室 047-355-5116 (直)

明海大学 浦安キャンパス OPEN CAMPUS 2024

7/21 (日)、8/3 (土)、8/4 (日)、8/18 (日)、9/8 (日)、10/6 (日) ※要予約

◎当日は、個別進路相談やキャンパスツアー、学科魅力発見コーナーなどにご参加いただけます。

詳細・予約については、本学公式ホームページ(<https://www.meikai.ac.jp>)をご覧ください。

※プログラムの内容などは変更する場合があります。

本学公式ホームページのWebオープンキャンパスではオンライン平日相談会も受付中！ホームページにて詳細をご確認の上、お気軽にお申し込みください。

以上



「地下涼し」

深谷 健吾

地下涼し列を正してワイン樽
鮎の宿瀬音川風ほしいまま
橋脚にくつきり残り出水あと
横綱のしこ名大きく藍浴衣

当季雑詠

深谷 健吾 選

吾もまた杖が頼りや鉄線花
新緑や軽さで選ぶ散歩靴
母の日や子ら集ひても妻は亡き
車椅子押す看護師に風薫る

茨城 島田 操

茨城 中原ひそむ

故郷の夜空に続く天の川
友という友みな逝きて鱗雲
引く波に拾ふや桜貝ひとつ
人並みに生き来て卒寿杖の秋

岐阜 堀越 貞有

若竹や一糸乱れぬマスゲーム
言ひ訳に言ひ訳かさね五月尽
回覧板急いで回す梅雨晴れ間
庭先で退院を待つ雪柳

兵庫 小林 昌三

新緑をまとひし鳥居凜と立つ
薬湯に浸かりて終ゆる春登山

山口 久保真珠美

春愁や父の遺せし謠本
仏前へ好みの色のカーネーション

今月の作品から

深谷 健吾

車椅子押す看護師に風薫る

島田 操

「風薫る」とは、春の季語「薫風」の傍題。木々の緑の香りの心地よい風のこと。青葉の頃に吹きわたる風で、精彩したたる青葉をわたつてくる匂うような風のことでもある。「精彩」とは、生き生きと元気な、力にあふれてあざやかな様子のこと。風薫る中を車椅子を押す看護師と患者さんも、薫風に元気を貰い、力を貰う光景を活写した佳句である。

中原ひそむ

引く波に拾ふや桜貝ひとつ

「桜貝」は、春の季語。ニッコウガイ科の二枚貝。殻の長さ三センチ。桜の花弁のような色彩をしているのでこの名がある。北海道以南に広く分布し、浅海の砂泥域に棲息する。波打ち際で洗われているのがよく見られ、殻が美しいので貝細工に用いられる。提句の眼目は下五の「桜貝ひとつ」である。引く波の中に美しい貝と出会い、その桜貝のひとつを拾うという光景を詠み込んだ佳句である。

堀越 貞有

若竹や一糸乱れぬマスゲーム

「若竹」は、夏の季語。皮を脱いだ筍はたちまち生長して親竹をしのぐほどになる。幹も葉もすがすがしい緑で一目で今年竹とわかる。竹林の中で今年生じた竹はすぐわかる。幹が青くてきれいで、葉もどこか初々しい。提句は、小学生高学年の運動会の光景での一句か。季語の「若竹」とマスゲームとの取り合わせが妙。中七の「一糸乱れぬ」が眼目の佳句である。

小林 昌三

新緑をまとひし鳥居凜と立つ

「新緑」とは、初夏の若葉のあざやかな緑また、さわやかな緑をいう。単に緑といえ、夏開けたという語感がある。「万緑」とは、見わたすかぎり緑のもののみという意味。新緑よりも調子が強い。提句は、神域の区域全体が新緑に。

その中でも、ひとときわ高い鳥居だけを纏うがごとくに、凜としている佇まいの鮮やかな光景を詠み込んだ佳句である。

久保真珠美

仏前へ好みの色のカーネーション

「カーネーション」は、夏の季語。ナデシコ科の多年草で、露地栽培では五月〜六月、真紅・淡紅・白などの花を茎頂に開く。最近では、色々な色が花屋さんに並ぶ。赤いカーネーションは母の日に母に捧げる花となっている。オランダ原産。茎や細長い葉はやや白みを帯びた緑色。仏前のカーネーションから、亡きお母さんのお好みの色を母の日に供えられたことでしょう。親子の愛情心の深さを感じさせる素晴らしい一句である。

国民年金基金

基金だより

～掛金所得控除の年内適用について～

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

■基金掛金の所得控除

国民年金基金制度(以下「基金」といいます)の掛金については、税制上の優遇措置が適用され、その全額が社会保険料控除の対象として認められています。

例えば、課税所得金額700万円の方が掛金月額3万円(年額36万円)で加入した場合、加入前の課税額は、700万円×33%(所得税・住民税の合算税率)＝231.0万円ですが、基金加入後は掛金額が課税所得から全額控除でき、(700万円－36万円)×33%＝219.1万円となり、年間で約12万円の節税となります。また、課税所得金額1千万円の場合には、累進課税となっていますので、約15万5千円の節税となります。

現在、新規加入者の9割以上が、基金の税制上の優遇措置を重視して加入されています。

■社会保険料控除の適用手続き等

社会保険料控除は、本年中に基金に納付した掛金額が対象となります。現在、掛金額の口座引落しは2ヵ月遅れとなっていますので、例えば、7月中旬までに加入手続きをされた場合、7月分(初回分)の掛金引落しは9月となりますが、年度内の複数月分を一括して納付する「一括納付」制度を選択された場合、9月時点で来年3月分までの掛金納付が可能となります。これにより、令和6年は、合計で9か月分を控除対象とすることが出来ます。仮に、掛金月額3万円で加入の場合、3万円×9か月＝27万円が

本年の掛金所得税控除適用を希望する方は、お早目の加入手続きをお願いいたします！

加入申出書提出期限

令和6年10月11日(金)必着

控除対象となります。さらに、社会保険料控除の仕組みは、生計を同じくするご家族の掛金を負担した場合、負担した方の課税所得から控除できるメリットもありますので、ご家族の中で所得の多い方が負担した場合、税優遇の効果は大きくなります。

特に、本年の税控除を希望される方は、年内の掛金引落が可能で10月11日(金)【必着】までに加入申出書の提出が必要となりますので、お早めのお手続きをお勧めします。

個人事務所の国民年金加入者(第1号被保険者)の方で、基金未加入の方は、不確実な将来への備えとして、税優遇を活かして老後に備える基金の活用について、是非ご検討をお願いいたします。

■キャンペーン情報(その1)

8月から10月末までに新規加入された場合、クオカード2,000円を進呈する夏季特別加入促進キャンペーンが実施されますので、ご利用ください。

■キャンペーン情報(その2)

加入者の方が、ご家族や知人等をご紹介・ご加入いただいた場合、クオカード2,000円を進呈するキャンペーンを実施中ですので、併せてご利用ください。

国民年金基金のご案内

— 不確実な将来に、今、備える —

税制面のメリット

- 掛金の全額が社会保険料控除の対象
- 受け取る年金は公的年金等控除が適用
- 遺族一時金は全額非課税

ホームページ上でもシミュレーション
加入申出のお手続きができます。



加入資格

- 20歳以上 60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上 65歳未満で国民年金に任意加入している方

国民年金(老齢基礎年金)に上乘せする
終身を基本とする「公的な年金制度」です。



全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/>

0120-137-533

第39回定時総会及び第1回研修会の報告

令和6年6月6日(木)、7日(金)にわたり、東京都千代田区のホテルメトロポリタンエドモント(悠久)において、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「全公連」という)の第39回定時総会及び第1回研修会を開催しました。総会後の懇親会と翌日の研修会は全公連と全国土地家屋調査士政治連盟(以下「全調政連」という)と合同で開催しました。

総会に先立ち、全公連理事高橋宏明様、全公連学術顧問寶金敏明様をはじめ全国の物故社員に対して黙祷を捧げました。さらに石川協会武部恭典理事長から能登半島地震災害に対する支援について感謝の言葉が述べられました。

【第39回定時総会】

花本政秋副会長から開式の辞があり、榊原典夫全公連会長から事業報告を兼ねた挨拶がされました。総会構成員の61名(全公連役員12名、各協会理事長49名)のうち、全公連役員12名、各協会理事長48名が参加しました。



榊原会長

議事の内容は以下のとおりです。

- 第1号議案 令和5年度一般会計収入支出決算報告承認の件
- 第2号議案 令和6年度事業計画(案)審議の件
- 第3号議案 令和6年度一般会計収入支出予算(案)審議の件

慎重審議の下、上記第1号議案から第3号議案まで承認可決されました。

来賓をお招きして開催された式典では、法務省民事局民事第二課長大谷太様、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長實井正樹様をはじめ、多くのご来賓の方々から心のこもった祝辞を頂戴しました。



大谷課長



實井課長

その後、堀次夫副会長の閉式の辞をもって総会を終了しました。

【第1回研修会】

翌6月7日全公連、全調政連共同による研修会を開催しました。榊原全公連会長、椎名全調政連会長の挨拶の後、前半は国土交通省住宅局市街地建築課課長村上慶裕様から「狭あい道路の解消に向けた取組～狭あい道路対策に関するガイドラインについて～」と題して講演をいただきました。今年3月に狭あい道路対策に関するガイドラインが示されましたが、講演後参加者から活発な質問がされ、関心の高さと使命感がうかがえました。



村上課長



総会風景



講演風景



鼎談

後半は『土地家屋調査士の明るい未来』と題して山本明宏全調政連副会長がコーディネーターとなり、岡田潤一郎日本土地家屋調査士会連合会会長(以下「日調連」という)、椎名勤全調政連会長及び榊原全公連会長による鼎談がなされました。

まず各会長の簡単な自己紹介の後、各会の取り組みと近況が報告されました。これまでの三会連携の実績と課題として岡田日調連会長は「例えば調査士報告方式と呼ばれる完全オンラインの実現、土地家屋調査士業務の入札区分が確立できたことは、三会が一枚岩となって取り組んだからだと認識している。」、椎名全調政連会長は「三会連携のきっかけは土地家屋調査士制度70周年の記念シンポジウムがきっかけだった。何か事をなす時、全調政連単独より、日調連が先頭に立ち三会が行動を起こすと相手方の反応が全く違う。私達の協力体制を見せることは重要で、それが成果につながっていると思う。」、榊原全公連会長は「今後の課題として、全国の組織は三会まとまっているが、各単位会では必ずしもそうならない。

い。これを何とかしなければならない。」と述べられた。

土地家屋調査士の明るい未来のための取り組みとして、榊原全公連会長は「三会がまとまらない限り明るい未来は見えない。」、椎名全調政連会長は「三会連携が明るい未来につながるとすれば、大きな課題があってそこではじめて三会まとまることができる。」、岡田日調連会長は「例えば狭あい道路解消は大きな課題の一つであるが、そこには我々業界だけでなく他の業界とも協力し、社会的に大きな課題とすることも連携の形である。」と述べられました。

今回の定時総会、研修会を通して幾度となく三会連携という言葉を目にしました。実績が上がっている協会は、単位会レベルでも三会で良好な関係を保ち、人的な交流も活発であると感じています。三会の連携なくして我々の発展はないという事実を強く認識する研修会となりました。

(理事 矢野太一)

■ 会議経過

6月5日	寶金敏明先生を偲ぶ会(東京開催)
6月6日	第2回理事会(東京開催)
6月6日	第39回定時総会(東京開催)
6月7日	第1回研修会【全調政連との合同開催】(東京開催)
6月21日	中部ブロック協議会通常総会(富山開催)
6月18～19日	日調連定時総会(東京開催)
7月5日	全司協定時総会(東京開催)

編集後記

先月、連合会の定時総会が開催され、令和5年度の事業報告及び令和6年度の事業計画、予算が承認されました。ご参集いただいた全国の土地家屋調査士会の会長及び代議員の皆様と直接お会いでき、また厳しくも優しいご意見を頂戴しました。今号で担当副会長・専務理事・常務理事による振り返り記事も掲載していますので、会場では披露できなかった部分も併せて紹介しております。広報部としても、昨年以上にご期待いただいていると自覚し、着実に成果が残せるように取り組んでまいります。

広報部の事業計画のうち最初に手掛けるのは、土地家屋調査士の日とその日を中心とした「全国一斉不動産表示登記無料相談会」のサポートです。早速、広報担当理事によるプレスリリースが書き上がり、報道各社に配信する準備が整いました。ポスターも新調し、ご活用いただければ幸いです。

続いて受験者拡大を目標に、関係方面とのタイアップに備え準備を進めています。昨年に引き続き、受験者アンケートの実施内容を整理し、ターゲットとなる受験者

層の把握に努めます。この号が届く7月には、今年度の土地家屋調査士試験受験案内書が法務省から発表されるはずですので、資格取得を目指している方は、すぐさま法務省のウェブサイトをチェックすることをお忘れなく。受験準備に時間がない方は、今すぐに本誌を書棚に片付けて申込手続を。一年に一度しかない大切な試験です。受験申請書を送付してからで結構です。もう一度書棚から本誌を取り出して、続きをお楽しみください。

今号の目玉は、「GNSSを活用した「土地境界標」の探索」です。これまで足とシャベル、さらにはトータルステーションで地道に作業していましたが、法務省の公開地図や低価格GNSS測量機の登場で、既設境界標や図根点の探索が一変しました。具体的なツールと手順を誌面で紹介していますので、副題にある「時代にあった資格者の第一歩」として活用していただきたい。

最後に編集長として私から。残りの任期一年も精一杯努めますので、引き続き会報誌「土地家屋調査士」をお楽しみいただくと幸いです。

広報部次長 中山 敬一(兵庫会)

土地家屋調査士

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[©]

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社